

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 畜産課

法令名	家畜伝染病予防法施行細則		法令番号	昭和31年 第44号		
手続名	家畜集合施設の開催制限		根拠条項	第12条		
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと畜場若しくは化製場の事業を停止し、又は制限する。 ・家畜伝染病まん延防止のため、不服申し立てをすることができない。 					
	対応区分	1—聴聞の実施 2—弁明の機会の付与	処理機関	家畜保健衛生所	交付機関	畜産課